

%を超えており、平成22年は、50歳から64歳の年齢層で96.8%、高齢者層で99.0%であった。

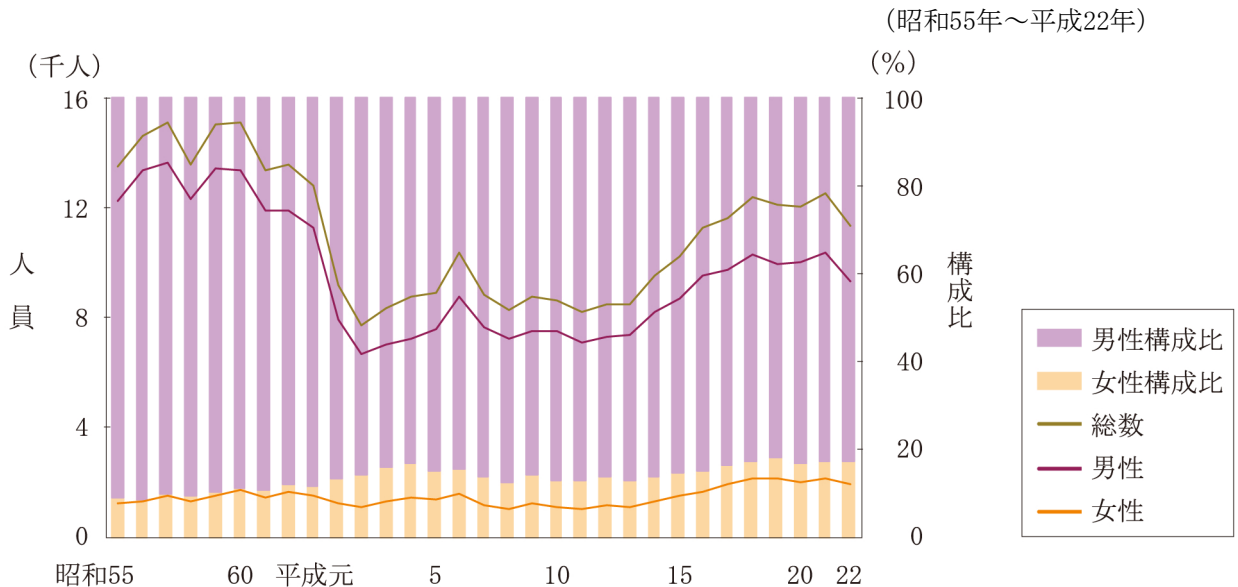
50歳以上の年齢層を10歳ごとの区分で見ると、男性では窃盗検挙人員に占める非侵入盗の比率が全年齢層で上昇しているものの、平成22年において同比率が90%を超えているのは70歳以上の年齢層に限られるのに対し、女性では30歳以上のいずれの年齢層でも同比率が90%を超えている。特に60歳以上の年齢層では、昭和55年以降毎年同比率が90%を超える水準で推移しており、平成22年は、60歳代で98.0%（男性は88.6%）、70歳以上で99.3%（男性は93.8%）であった。また、女性の70歳以上の検挙人員は、侵入盗や乗り物盗でも増加しており、同年は、侵入盗では昭和55年の約5.3倍、乗り物盗では約3.5倍となったが、非侵入盗における顕著な増加（約10.0倍）よりは緩やかであった（CD-ROM資料3参照）。

第8節 詐欺

1 検挙人員

1-8-1図は、昭和55年以降の詐欺の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-8-1図 詐欺 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、詐欺による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

詐欺による検挙人員は、昭和57年の1万5,107人をピークに減少し、平成2年には7,756人とピーク時から半減したが、12年頃から再び増加傾向となり、15年からは毎年1万人を

超える水準で推移し、22年は1万1,306人であった。

女性の検挙人員は、平成17年までは1,000人台で推移していたが、その後増加し、18年から21年までは2,000人台で推移した。22年は前年から8.9%減少し、1,963人であった。

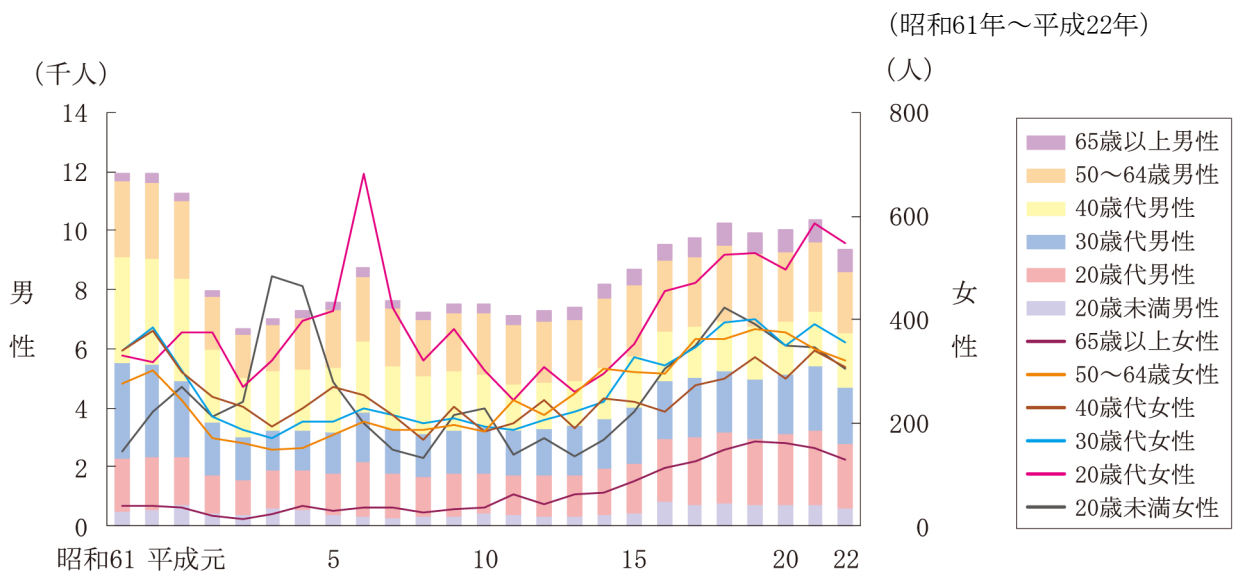
女性比は、昭和58年まで10%未満であったが、その後、女性検挙人員が増加したのに男性検挙人員は減少したことから上昇し、平成16年からは毎年15%を超え、22年は17.4%と一般刑法犯より若干低い水準にある。詐欺でも、検挙人員の6人に1人以上が女性となっている。

女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める詐欺の比率は平成14年から上昇傾向にあり、22年は2.8%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-8-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の詐欺による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-8-2図 詐欺 年齢層別検挙人員の推移（男女別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

詐欺では、ほぼ毎年、検挙人員の9割以上が成人である。しかし、少年比は上昇傾向にあり、特に女性でこの傾向が強い。平成22年における少年比は男女総数では8.1%、女性では15.5%であり、いずれも一般刑法犯と比較して顕著に低い。

男性では、少年、20歳代及び高齢者層では検挙人員が顕著に増加しているが、男性の50

歳から64歳の年齢層では横ばいないし減少傾向にある。しかし、60歳以上の年齢層で見ると、男性検挙人員の顕著な増加が見られる。

女性では、30歳代及び40歳代以外の全ての年齢層で検挙人員が増加しており、50歳から64歳の年齢層でも増加しているが、高齢者層においてより増加が顕著である。女性の50歳以上の年齢層を10歳ごとの区分とした上で検挙人員の推移を見ると、60歳代及び70歳以上の年齢層における平成22年の検挙人員は、昭和55年との比較で、それぞれ約3.5倍、約8.3倍となっている。

女性比は、昭和55年以降、毎年少年で最も高く、平成22年も33.1%と他の年齢層の女性比と比較して10pt以上高かった。その他の年齢層でも、女性検挙人員の増加率が男性と比較して高く、あるいは男性検挙人員が減少したことにより、女性比は上昇傾向にあり、特に30歳代及び40歳代で上昇傾向が顕著である。

高齢者層においては、男性の検挙人員の増加も顕著であることから、女性比は緩やかに上昇したにとどまっており、平成22年は15.2%であった。50歳から64歳の年齢層では、男性の検挙人員が減少しているため、女性比は上昇しており、同年は13.5%であった（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の詐欺の人口比を見ると、長期的には緩やかな低下傾向にある。成人・少年別（犯行時の年齢による。）を見ると、同年当時は成人の人口比が少年と比較して顕著に高かったが、その後少年の人口比が顕著に上昇し、平成16年以降は毎年少年の人口比が成人を上回っている。22年の詐欺の人口比は10.2（成人10.0，少年12.8）であった。男女別に人口比を見ると、男性では低下、女性では上昇したことから、人口比の男女差は縮小している。しかし、男女別の人口比をより詳細に見ると、低下しているのは成人男性についてだけで、男子少年では顕著に上昇しており、同年は成人男性で17.4，男子少年で16.7であった。女性は、成人でも少年でも人口比は上昇しており、同年はそれぞれ3.1，8.7であった。

詐欺の人口比を男女別及び年齢層別に見ると、男性では少年、20歳代及び高齢者層では上昇しているが、その他の年齢層では低下傾向にある。平成22年は20歳代で最も高く、30.1であった。

女性では、30歳代、40歳代及び50歳から64歳の年齢層では、途中多少の増減はあるものの長期的には横ばいで推移しており、それ以外の年齢層では上昇傾向にあるが、平成9年頃から年齢が低いほど人口比は高い。22年は、少年で最も高く、8.7であった（CD-ROM資料2参照）。

4 手口別検挙人員

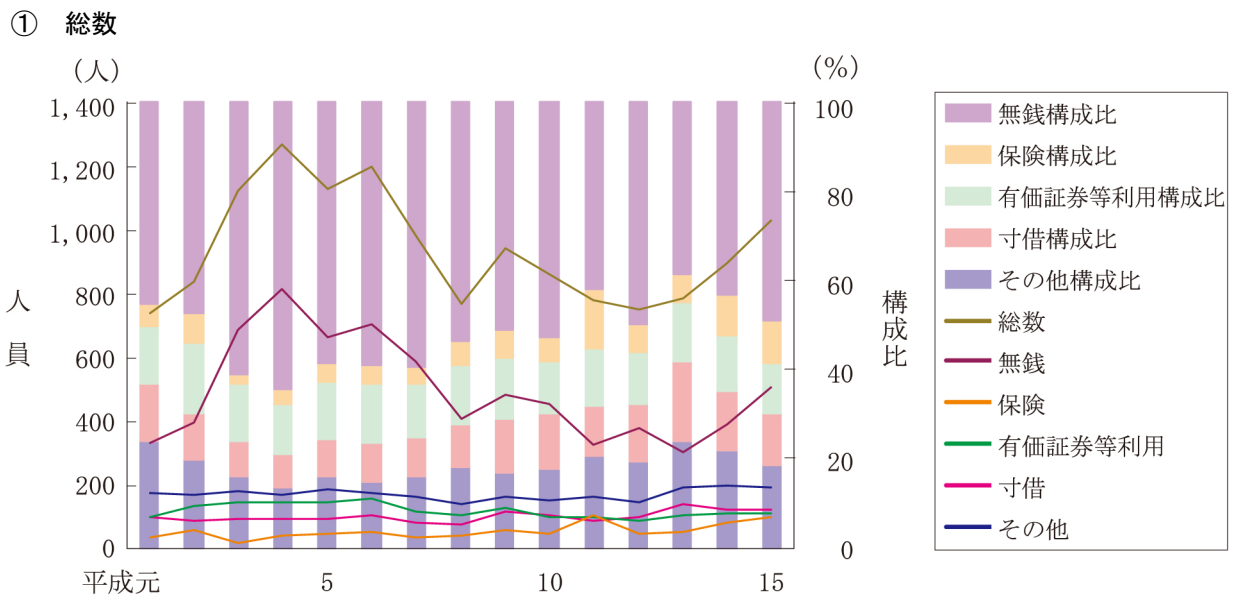
警察庁の統計における詐欺の犯行態様区分は、平成16年に大幅に変更されたため、詳細な態様別統計は同年の前後で連続性を欠き、経年変化を見ることができない。15年までの手口分類（旧分類）に基づく男女別検挙人員（旧分類に基づく手口別検挙人員）は元年から15年まで、16年以降の手口分類（新分類）に基づく検挙人員（新分類に基づく手口別検挙人員）は7年以降のみ統計資料の入手が可能である。そこで、元年から15年までの旧分類に基づく手口別検挙人員と7年以降の新分類に基づく手口別検挙人員とに分けて、詐欺の手口別検挙人員の推移を見る。

（1） 旧分類（平成元年から15年）

1-8-3図①は、平成元年から15年までの詐欺の女性検挙人員を旧分類に基づく手口別に見たもの、同図②及び③は、同人員の無銭詐欺の内訳を成人・少年別（検挙時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料6参照）。

1-8-3図 詐欺手口別（旧分類） 女性検挙人員の推移

（平成元年～15年）



注1 警察庁の統計による。

2 「無銭」は、無銭飲食、無賃乗車及び無銭宿泊である。

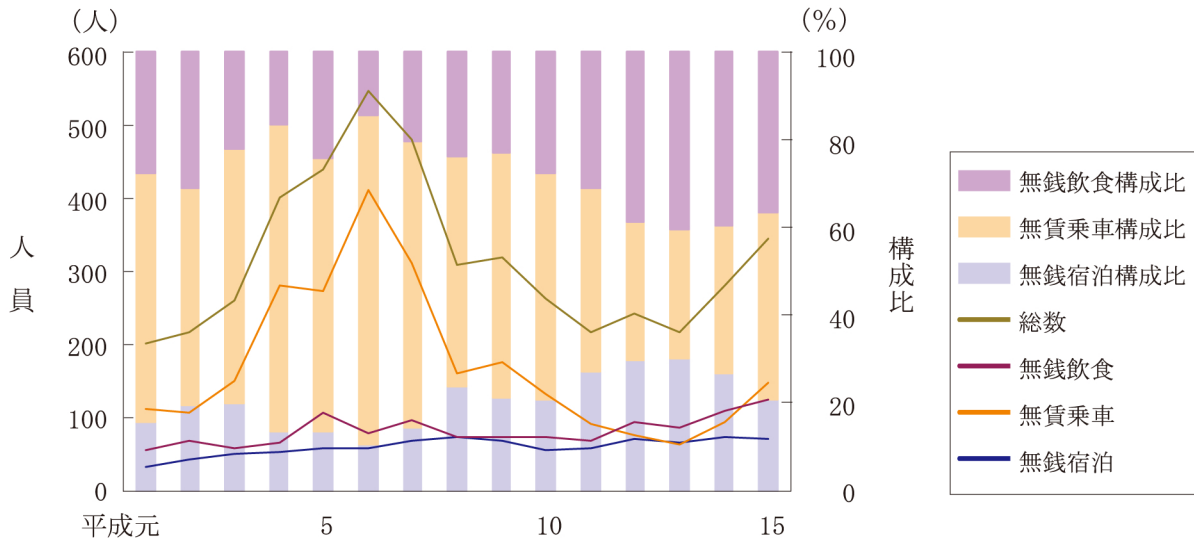
3 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、これをだまし取るものをいう。

4 「有価証券等利用」は、偽造、変造、無効等の手形、小切手、証券、商品券、クレジットカード及び通帳等を利用した詐欺をいう。

5 「その他」は、取込み、釣銭・両替等である。

6 「総数」は、警察庁の統計で主要な詐欺の手口として計上されているものの合計である。

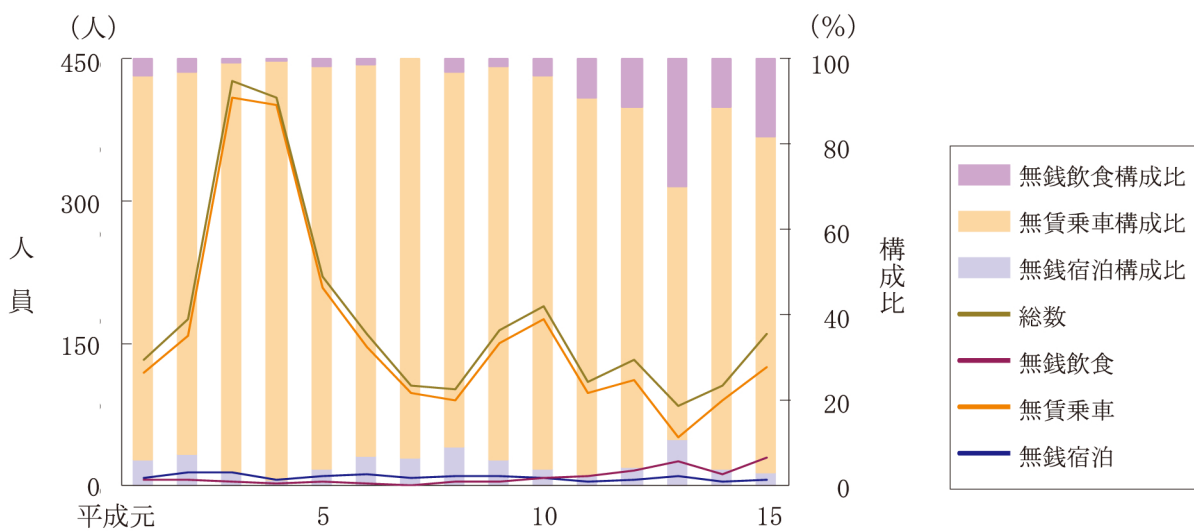
② 無銭詐欺 成人



注1 警察庁の統計による。

2 「成人」は、検挙時に成人であった者をいい、犯行時に20歳未満であった者を含む。

③ 無銭詐欺 少年



注1 警察庁の統計による。

2 「少年」は、検挙時に20歳以上であった者を含まない。

詐欺による検挙人員では、毎年、成人男性の検挙人員が最も多く、75%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

旧分類に従って、詐欺の手口別検挙人員を見ると、毎年、男女別及び成人・少年別のいずれで見ても、無銭詐欺が最も多く、同手口による検挙人員が毎年詐欺による検挙人員総数の50%を超えている。この傾向は、男女別では男性、成人・少年別では少年で顕著であるが、女子少年で最も顕著であり、毎年、詐欺の女子少年検挙人員総数の70%以上が無銭詐欺であり、平成11年に最高値の93.2%となり、15年には82.0%（平成22年は新分類の手

口中78.6%)であった。男子少年の詐欺による検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、2年まで50%未満であったが、その後上昇しており、15年は78.1%であった（平成22年は新分類の手口中53.9%）。成人女性でも無銭詐欺の比率が最も高いが、ほぼ毎年半数以下であり、寸借詐欺及び保険詐欺の比率も高い。成人男性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、15年までおおむね50%台で推移している。

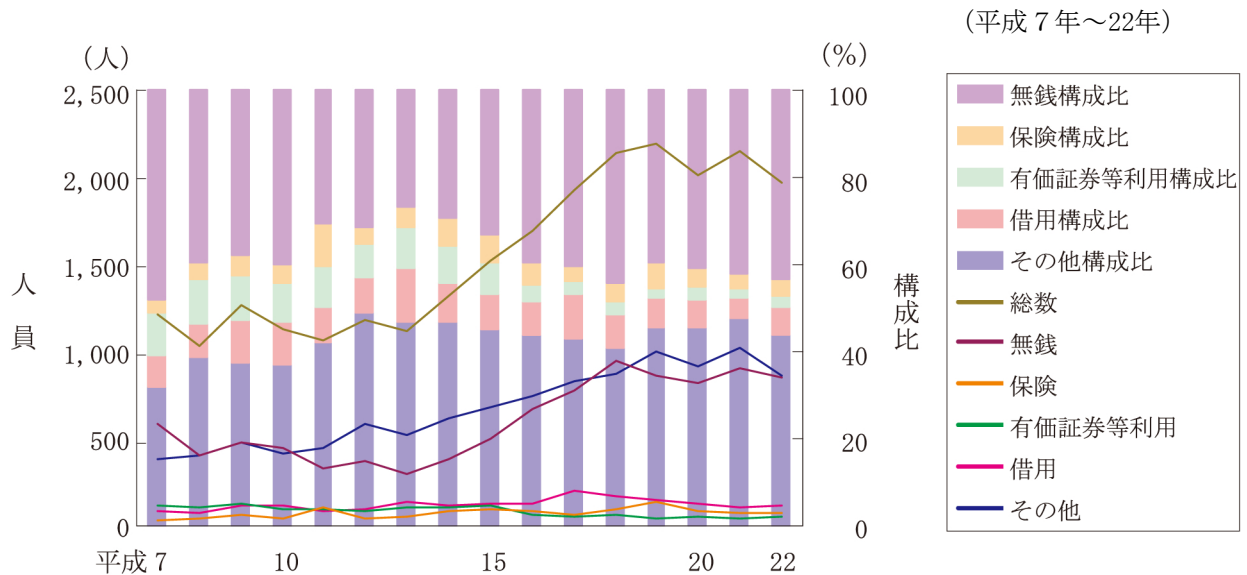
無銭詐欺の内訳を見ると、毎年無銭飲食が40%以上を占め、次いで無賃乗車、無銭宿泊の順であるが、無銭宿泊は、総数及び成人で増加している。平成15年における無銭詐欺による検挙人員は4,464人で、その内訳は、無銭飲食が2,453人、無賃乗車が1,418人、無銭宿泊が593人であった（新分類による平成22年の無銭詐欺は4,878人）。

無銭詐欺の内訳を男女別及び成人・少年別に見ると、成人男性では無銭飲食が6割程度を占めているが、少年と成人女性では無賃乗車の比率が最も高く、特に女子少年では、無銭詐欺に占める無賃乗車の比率が、平成12年まで80%を超えていた。しかし、同比率は、同年頃から低下傾向にあり、15年は78.6%であった。無銭宿泊の比率が最も高いのは成人女性で、8年以降毎年20%を超えており、15年は20.9%であった（CD-ROM資料6参照）。

(2) 新分類（平成7年から22年）

1-8-4図は、平成7年から22年までの詐欺の女性検挙人員を新分類に基づく手口別に見たものである（CD-ROM資料6参照）。

1-8-4図 詐欺手口別（新分類） 女性検挙人員の推移



注1 警察庁の統計による。
 2 「無銭」は、無銭飲食、無賃乗車及び無銭宿泊である。
 3 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、これをだまし取るものをいう。
 4 「有価証券等利用」は、偽造、変造、無効等の手形、小切手、証券、商品券、クレジットカード及び通帳等を利用した詐欺をいう。
 5 「その他」は、釣銭・両替等である。
 6 「総数」は、警察庁の統計で主要な詐欺の手口として計上されているものの合計である。

新分類による詐欺の手口分類に基づいて、平成7年以降の詐欺の手口別検挙人員を男女別及び成人・少年別に見ると、旧分類で見た15年までの傾向と同様、詐欺による検挙人員で最も多いのは成人男性で、毎年詐欺による検挙人員の76%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

手口別では無銭詐欺の比率が最も高く、男女総数ではほぼ毎年40%以上である。特に、女子少年でこの傾向が強く、毎年女子少年の詐欺による検挙人員中、60%以上が無銭詐欺であり、平成22年も78.6%を占めている。成人女性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、近年おおむね30%台であるが、成人男性では40%台、男子少年では50%台であり、成人女性で最も詐欺の手口が多様化していると考えられる。なお、新分類では、無銭詐欺の内訳（無銭飲食／無賃乗車／無銭宿泊）の数値は入手できない。

有価証券等利用詐欺は、同手口の8割程度を占める成人男性の検挙人員が、平成13年以降急激に減少したことから、同手口による検挙人員総数も、近年著しく減少している（CD-ROM資料6参照）。

第9節 特別法犯

特別法犯（覚せい剤取締法違反を含む。）においては、送致人員総数、成人・少年別（犯行時の年齢による。）の送致人員及び人口比（以下、特別法犯については、人口10万人当たりの送致人員をいう。）の分析を行う。

1 送致人員

1-9-1図は、昭和55年以降の特別法犯の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。